破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６号
岩手県大船渡市日頃市町字上宿15番地２
債務者　新沼　武人
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
　　盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第３２号
群馬県太田市大原町1878番地
債務者　青木タカ子
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３３号
群馬県館林市城町11番16号
債務者　髙橋よし子（旧姓荒川）
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３４号
群馬県邑楽郡明和町江口86番地
債務者　関　　真美
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１８４号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸1425番地の１
債務者　谷垣　隆司
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
　　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２６３号
岐阜県揖斐郡揖斐川町上野2182番地38
債務者　土川　洋功
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
　　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第５号
岐阜県大垣市河間町３丁目72番地
債務者　永見　洋子
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
　　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第９号
岐阜県大垣市中野町１丁目11番地１　ソニアエクセルＢ―201
債務者　仙石麻由美
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
　　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
岐阜県大垣市安井町６丁目25番地５　安井プラザハイツＣ棟101
債務者　林　たまき
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
　　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
岐阜県大垣市室村町４丁目42番地53
債務者　小林　知鶴
１　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
　　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１０６１号
名古屋市西区城西５丁目６番20号　大塚ハイツ201号
債務者　染矢　　誠
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９２４号
愛知県愛知郡長久手町塚田321番地　サンハイツ市原101号
債務者　木野田敬子
１　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９号
群馬県富岡市富岡1397番地
債務者　笹村　　孝
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第８８３号
堺市東区大美野99番地７
債務者　久保田守男
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０９３号
堺市堺区五条通１番６号
債務者　北村　勇侍
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５６６号
大阪府羽曳野市東阪田343番地の19
債務者　岩上　亜希
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５７７号
堺市堺区北旅籠町東２丁１番２号
債務者　諸本芳之こと　諸　　憲治
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６３４号
堺市堺区浅香山町１丁６番２　堺市営浅香山住宅Ａ棟803号
債務者　松藤　晃史
１　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係